

# 平成26年度 12月補正予算の状況

## 一般会計・特別会計

会計区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計（第3～6号）	210億1,133万円	3億971万円	213億2,104万円
授産場特別会計	2,571万円	—	2,571万円
簡易水道特別会計（第1号）	718万円	—	718万円
下水道特別会計（第1号）	25億6,622万円	920万円	25億7,542万円
国民健康保険特別会計（第3号）	57億3,738万円	240万円	57億3,978万円
後期高齢者医療特別会計	4億9,782万円	—	4億9,782万円

## 企業会計

会計区分	補正前の額	補正額	補正後の額
水道事業会計（第2、3号）	6億2,482万円	112万円	6億2,595万円
病院事業会計（第1号）	16億8,727万円	747万円	16億9,474万円

※単位未満の額は切り捨てています。

## < 補正予算の主なもの >

事業名	補正予算額	事業名	補正予算額
ふるさと納税推進事業	7,438万円	協働によるまちづくり推進事業	128万円
天山地区共同環境組合事業	959万円	社会保障・税番号制度の創設に伴うシステム	98万円
認可外保育施設運営支援事業	632万円	青年就農給付金給付事業	75万円
市道小城公園・本告線歩道設置事業	173万円	自立支援医療給付事業	69万円

## < 専決処分による補正 >

内容	補正予算額	内容	補正予算額
県知事選挙費用	2,485万円	衆議院議員選挙費用	2,006万円

## 主な事業

**総務・企画**

市制施行10周年記念  
シンポジウム事業

6万2千円

平成27年3月1日に、旧小城郡4町の合併により誕生した小城市は10周年を迎える。シンポジウムの統一テーマは「人口減少社会を生き抜く、まちづくり」を探る。3月1日にドゥイニング三日月にて、記念式典とアトラクション、基調講演、パネルディスカッションを実施する。

7,438万円

ふるさと納税推進事業

小城市外に在住する方へ、小城市を応援していただくために、ふるさと

納税（寄附金）を推進している。寄附金額に応じて、お礼に「小城の逸品」を進呈している。インターネット上のサイトに掲載したところ、予想以上に寄附申し込みが増加した。

1,200万円

協働によるまちづくりを推進する事業

住民ニーズの多様化により、地域が抱える課題は複雑化している。住民自ら地域の課題に向き合い、行政と一体となってまちづくりを総合的に進めていく中で、諸団体の代表による「検討委員会」の開催回数を増やしたり、「アンケート」を実施する。

**教育・文化・福祉**

自立支援医療  
(育成医療)給付事業

69万円

身体に障がいをもつ18歳未満の児童又は現在の状態をそのままにする  
と将来的に障がいが残る  
児童に、手術等の医療に  
係る費用の一部の給付を行う。



認可外保育施設運営  
支援事業

632万円

認可外保育施設「おひさま保育園」は認可保育所へ向けて準備しているが、平成27年4月1日開設までの運営に要する費用の一部として補助金を交付する。

青年就農給付金事業

75万円

青年新規就農者に対して就農時の負担軽減のための給付事業。対象者の増加による増額。



市道小城公園・本告  
線歩道設置事業

173万円

市道小城公園・本告線の歩道設置事業が進む中で、家屋補償等が増加したため。



産業・建設

平成25年度  
一般会計・特別会計・企業会計 決算を認定

9月29日から10月9日までの11日間にわたり、平成25年度一般会計・特別会計・企業会計の決算審査特別委員会を開催。

市の各事業を行う一般会計、国民健康保険などの特別会計、さらに水道・市民病院の企業会計について慎重な審議を重ね、すべての決算について認定した。特別委員会において執行部と交わされた質疑は次のとおりです。

財政の展望について

**問** 地方交付税の増加の大部分は、起債償還の措置分が入っていると思うが、中期的な展望はどう考えているか。

**答** 財政の中期的な展望としては平成27年度から合併優遇措置が5年をかけて段階的に削減される。平成32年度以降は、現在の額から約18億円の縮減が見込まれる。

未収金対策について

**問** 税の収納率は年々向上していることは評価するが、市民間に不公平が生じないよう一層の未収金対策を。また、保育料、育英資金等の徴収についても市内での横断的な体制を整え、連携を図り、徴収の効率化に努めているか。

**答** 税の収納は、滞納者の財産調査や差し押えを行い、収納率の向上に努めている。また、コ

ンビニ収納など納付機会の拡大や利便性の向上に努めている。保育料や育英資金などについては一元的な管理が難しい面もあるが、共有できる情報の連携や滞納処分に必要な手続きなど市内の連携を図り、徴収率の向上に努めていきたい。

運動公園跡地の利活用について

**問** 運動公園跡地は平成24年度から土地開発基金から一般会計に買い戻しているが、市長の施政方針、所信表明で運動公園跡地について触れられていない。運動公園跡地の利活用について早急に方向性を示すべきではないか。

**答** 運動公園用地として土地開発基金で取得した13ヘクタールについては、事業開始年度の平成12年度に一部買戻しをしている。その後事業が中止となった後は、土地開発基金のままである。

市単独補助金の情報開示は

**問** 市から様々な団体に補助金が交付されているが、補助金を出す側の管理監督責任と透明性を確保するため、決算書や事業報告書等の提出を含め、情報開示を積極的に行っていくべきではないか。

**答** 市内の各種団体に補助金を交付しているが、それぞれ補助金交付要綱等に基づいて、事業完了時には実績報告や収支計算書を提出して頂いている。情報の公開は、1/2以上を出資している法人や100万円以上の補助金を受けている団体で情報開示条例の適用を受ける場合は、その情報の公開が可能と考えられる。それ以外の場合は、決算書や事業所の情報開示を行うことは一部規制